

○ 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）（第十二条第一号関係）

改正案	現行
<p>（出資等のエクスポージャー）</p> <p>第四十三条 第二十二条から前条までの規定にかかわらず、銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第六項第三号に規定する出資（貸借対照表の有価証券勘定に株式又は出資（外国法人の発行する証券又は証券に表示される権利で株式又は出資の性質を有するものを含む。）として計上されるものをいう。次条において同じ。）その他これに類するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。</p>	<p>（出資等のエクスポージャー）</p> <p>第四十三条 第二十二条から前条までの規定にかかわらず、銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第四項第三号に規定する出資（貸借対照表の有価証券勘定に株式又は出資（外国法人の発行する証券又は証券に表示される権利で株式又は出資の性質を有するものを含む。）として計上されるものをいう。次条において同じ。）その他これに類するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。</p>